

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 概説

我が国における近代的な水道は、明治20年に横浜市に布設されたものが、そのはじまりである。以来今日まで、その普及の努力が続けられた結果52年3月には、水道の普及率は88.6%となっている。水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る上で不可欠なものであり、今日では国民生活の中に、その基盤をなす施設の一つとして定着している。

しかし、今日水道を取り巻く状況には極めて厳しいものがあり、需要水量の増大に伴う新たな水源の確保、原水の水質の保全、水道事業経営の健全化等が大きな課題となっている。この課題に対処するため、水源の確保、浄水管理の高度化、水道水の安全性の確保、経営努力の推進等を行う必要がある。また、水道水の使用合理化、漏水防止対策を一層促進するとともに、雑用水道(水洗便所用水、洗車用水等必ずしも飲用水と同程度の清浄さを必要としない用途に対して、それらの用途に適合した水質の水を供給するための水道)の実用化についても検討を進める必要がある。

これらの施策の中心をなすのは、水道法(昭32法177号)であるが、同法は、52年6月23日に公布された水道法の一部を改正する法律により改正され、これにより、都道府県知事は地方公共団体の要請に応じて広域的水道整備計画を定めることができることとされ、また、ビル、マンション等における簡易専用水道の管理に係る規制の措置等が講じられることとなった。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道事業の数は、51年度末現在、全国で1万8,966となっている。その内訳は、給水人口5,001人以上の上水道事業1,842、給水人口5,000人以下の簡易水道事業1万3,053、水道に浄水を供給する水道用水供給事業76、自家用として特定の住宅等に給水する専用水道3,995である。前年度と比較すると、簡易水道事業数が1.3%減少し、水道用水供給事業数が3%増加しているが、これは統合等による広域化の推進によるものである。

近年の水道の給水人口及び普及率は第2-1-1表のとおりである。

第2-1-1表 給水人口の推移

第2-1-1表 給水人口の推移

(単位：1,000人、%)

	47年度	48	49	50	51
総人口(A)	107,332	109,353	110,752	112,279	113,367
給水人口(B)	90,477	93,412	95,988	98,397	100,419
普及率(B/A)	84.3	85.4	86.7	87.6	88.6

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、51年度において130億 m^3 となり、47年度の116億 m^3 に対し、1.12倍になっている。このような給水量の増加は、給水人口の増加と生活水準の向上及び生活環境の改善等に伴う水使用量の増加によるものである。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-2表のとおり、上水道は全体の93.9%と高い割合を占めている。

第2-1-2表 給水量の変化

第2-1-2表 給水量の変化

(単位：億 m^3)

	47年度	48	49	50	51
上水道 (用水供給)	107.4 (9.8)	112.4 (11.1)	114.7 (13.9)	120.0 (15.9)	121.9 (17.0)
簡易水道	6.6	6.3	6.3	6.6	6.8
専用水道	1.5	1.5	1.2	1.2	1.1
計	115.5	120.2	122.2	127.8	129.8

厚生省水道環境部調べ

これに対して、簡易水道は事業数において69%を占めているが、給水量では全体の5.2%に過ぎず、しかもその占める割合は年々低下している。一方、水道用水供給事業は、51年度において全体の13.1%に当たる17億 m^3 を供給しており、その占める割合は年を追って高くなっている。

給水人口1人1日当たりの平均給水量は、上水道で51年度366lとなっており、これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道のそれは上水道のおよそ5分の3である(第2-1-3表)。

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口

(51年度)

給水人口による 規模別	個所数	現在給水 人口(千人)	年間給水量 (億m ³)	1人1日給水量(l)		
				最大	平均	
上 水 道	100万人以上	11	27,379	43	532	429
	50~100万人	6	5,017	7	487	386
	25~50	31	10,310	14	468	372
	10~25	94	15,578	20	460	357
	5~10	142	10,075	13	467	352
	1~5	801	17,168	20	422	311
	1万人以下	693	4,547	5	416	288
建設中	62	115	—	—	—	
計	1,842	90,190	122	476	366	
簡易水道	13,053	8,586	7	305	217	

厚生省水道環境部調べ

これは、都市地域における生活が、水洗便所、冷房設備等大量の水を使用することと、事業用水を含むためである。

水道用水の取水量を水源別にみると、第2-1-4表のとおり年間取水量127.5億m³のうち約68%が河川に依存しており、しかもその割合は年々増大している。なかでも、ダムに対する依存率は45年度の19.4%から51年度の23.9%と急速に高まっている。またダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高い(第2-1-1図)が、これは、大量の水需要を安定して供給するためダムに依存する必要があるためである。

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位:億m³)

	河川表流水			湖 水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	計
	自 流	ダ ム (直接)	ダ ム (放流)						
昭和40年度	35.8	4.5	3.0	0.6	9.5	2.3	7.1	1.7	64.5
45	47.5	6.4	12.7	0.9	10.4	5.2	13.1	2.3	98.5
49	55.6	8.5	16.8	1.0	10.8	6.4	17.5	2.7	119.3
50	58.0	9.3	18.5	1.2	10.7	6.9	18.0	2.8	125.4
51	56.3	9.0	21.5	1.3	10.4	7.4	18.4	3.2	127.5

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

各論

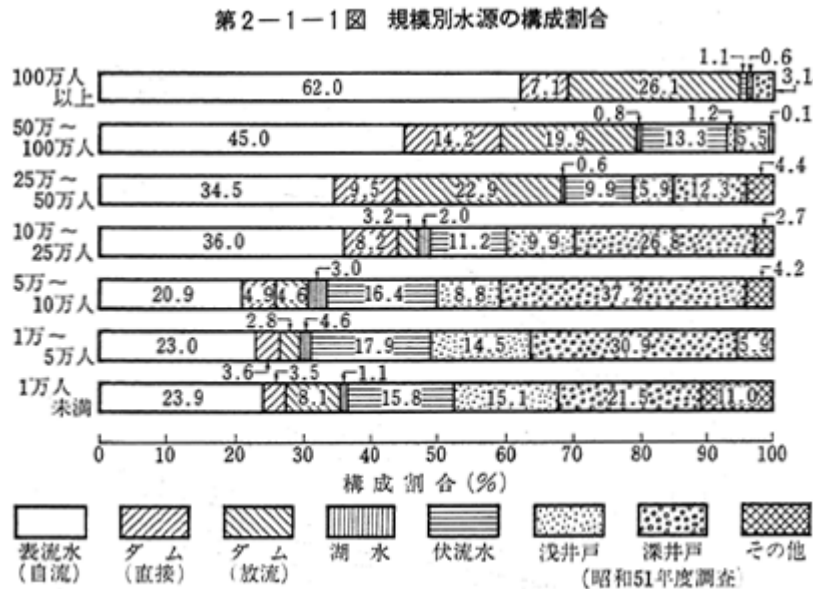
第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

3 水道の施設整備

第2-1-1図 規模別水源の構成割合



水道の施設能力は第2-1-5表のとおり、47年度の42,237千m³/日に対し、51年度には、52,078千m³/日と約1.23倍に増加しているが、この施設能力の増加部分の大部分は上水道におけるものである。これに対し、簡易水道の施設能力は少しずつ減少する傾向にある。これは、水量及び水質の安全の確保を図り、併せて規模の適正化による効率的運営を行うため、上水道への統合が進められていることによるものである。

第2-1-5表 施設能力

第2-1-5表 施設能力

(単位: 1,000 m³/日)

	47年度	48	49	50	51
上水道	39,506	42,744	45,305	47,751	49,423
簡易水道	1,834	1,817	1,796	1,779	1,763
専用水道	897	947	774	875	892
計	42,237	45,508	47,875	50,405	52,078

厚生省水道環境部調べ

(注) 上水道: 実績値

簡易水道: 計画給水人口×0.15m³で推定

専用水道: 計画給水人口×0.2m³で推定

近年の水道施設の建設単価の推移は、第2-1-6表のとおりである。上水道、水道用水供給事業、簡易水道共に上昇傾向にあるが、なかでも簡易水道の上昇率が著しく、1m³/日当たり47年度に24万8,080円であったものが、52年度には85万7,740円と5年の間に約3.5倍に上昇している。これは、建設資材の高騰など一般的なコストアップ要因に加えて、近年新たに建設されるものは、地理的条件の悪いところが多いことから、上水道に比べて割高になるためである。また上水道についてみると、中小規模上水道の建設単価はこの5年の間に6万5,580円から16万3,379円へと約2.5倍に上昇しており、大規模水道が9万4,150円から22万7,600円へと約2.4倍になっているのに比較して、その上昇率はより高くなっている。このことは、中小規模水道においても新たに取水源を拡充する場合、ダムに頼らざるを得なくなっていること、及びその場合のダムの規模が比較的小さいため、大規模上水道のダム取水に比べて経済効率が低いことにもよるものと考えられている。

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

(単位: 円/m³/日)

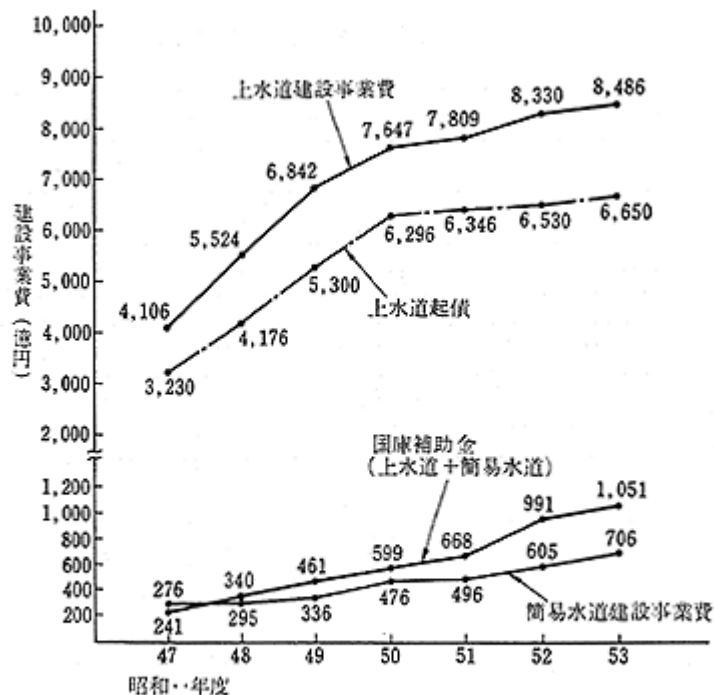
年度	上水道		用水供給	簡易水道
	大規模上水道	中・小規模上水道		
47年度	94,150	60,558	76,143	248,080
48	103,070	63,568	85,919	332,360
49	116,492	83,517	100,305	482,662
50	125,445	116,134	132,507	565,567
51	176,630	147,319	—	691,600
52	227,600	163,379	213,087	857,740

厚生省水道環境部調べ

水道の建設事業費の年次推移は、第2-1-2図のとおりであり、53年度においては、9,192億円程度の投資額が見込まれている。このうち上水道建設に対する投資額は、8,486億円になると推定され、その費用の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われている。上水道に対する国庫補助は、先行投資となるか、又は原水単価が割高となる水源の開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設、浄水場の排水処理施設の整備及び2以上の水道事業で共同で利用する水質検査センターの整備に対して行われており、その額は53年度において794億円となっている。また53年度の地方債の予定額は、6,650億円である。

第2-1-2図 水道建設事業費の推移

第2-1-2図 水道建設事業費の推移



厚生省水道環境部調べ

(注) 水道の建設事業費とは、上水道建設事業費に簡易水道建設事業費を加えた額である。

一方、簡易水道には市町村の財政力、建設条件等を考慮した国庫補助がなされており、53年度には、建設費総額706億円のうち国庫補助金は257億円、地方債予定額は420億円となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

4 水道の経営

水道(簡易水道を除く。)事業の経営は,地方公営企業法により,独立採算制を基本として運営されることになっており,水道事業者は経営の効率化に努める一方,その料金は適正な原価を基礎として企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。水道の給水原価は,水道施設の建設に伴うものと職員給与費,浄水費等の管理運営費から成り立っている。水道の建設資金の大部分は,地方債と国債補助金によって賄われているが,起債に伴う利子負担は,51年度には有収水量1m³当たりの総費用80.39円の24%に当たる19.32円と大きな部分を占めており(第2-1-7表),水道が相次ぐ拡張工事を迫られていることを示している。

第2-1-7表 水道事業の費用内訳

第2-1-7表 水道事業の費用内訳

(単位:円/有収水量/m³)

	47年度	48	49	50	51
職員給与費	12.93	15.37	20.76	21.76	23.49
減価償却費	6.06	6.67	7.47	8.49	9.88
支払利息	9.93	10.98	13.48	16.59	19.32
その他	16.56	14.03	19.56	21.95	27.69
総費用	45.48	47.05	61.27	68.79	80.38
指数	100	103	135	151	177

厚生省水道環境部調べ

水道料金は,51年度には福岡市を初め全国で600ヶ所の水道事業で改訂が行われたが,いまだ平均販売価額は給水原価を下まわっており(第2-1-8表),水道事業の経営と水供給の安定化を図るために販売価格の適正化が必要とされている。

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価

(単位: 円/m³)

	47年度	48	49	50	51
平均販売価格(A)	37.42	40.65	42.86	56.38	77.25
給水原価(B)	41.64	47.10	61.27	68.78	80.39
(A)/(B)	0.90	0.86	0.70	0.82	0.96

厚生省水道環境部調べ

なお、水道料金の家計支出に占める割合は、全国平均で約0.5%とほぼ毎年一定している(第2-1-9表)。

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料金

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料金

(単位: 円, %)

	47年度	48	49	50	51
消費支出総額	98,640	116,437	140,137	160,475	178,851
水道料金	527	569	618	752	1,115
構成比	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6

資料: 総理府統計局「家計調査年報」

(注) 人口5万人以上の都市世帯を対象

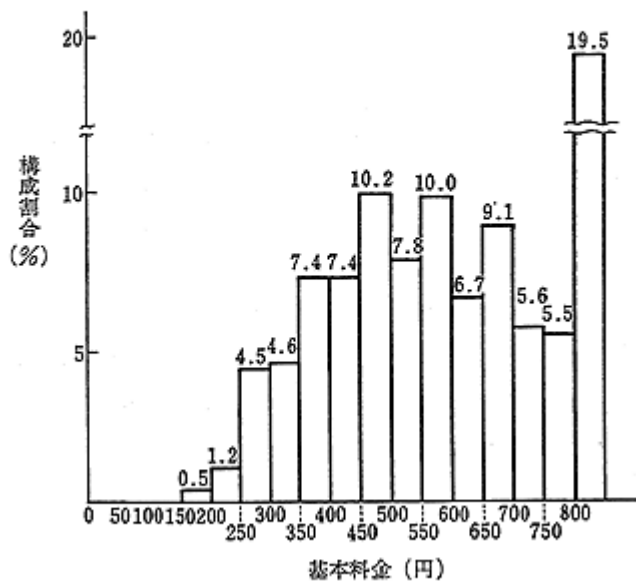
また、水道料金は水道の布設年次、布設地域等の地理的、社会的条件により著しい格差がある(第2-1-3図)。

第2-1-3図 水道料金の格差

第2-1-3図 水道料金の格差

(1か月当たり家庭用基本料金10m³当たり)

(52年4月1日現在)



厚生省水道環境部調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道の整備促進

1 広域化の必要性

今日の水道事業は、需要の増大に伴う需給の不均衡、水源としての河川等の水質汚濁、建設費の高騰による経営圧迫や料金格差の拡大及び現在約2万を数える水道の大半が小規模であることに起因する技術上、財政上の問題等を抱えているが、その抜本的解決のためには、現在の市町村単位の水道事業を大規模化の方向で再編成し、十分な技術的・経営的基礎を有する経営体としていく水道事業の広域化が必要とされている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道の整備促進

2 広域水道の現状

41年の公害審議会における水道広域化の答申以後、42年度から広域的水道施設に対する国庫補助が始められ、各地に広域的水道の整備が進められてきた。このため、現在広域的な水道といえるものは相当数に上っているが、その具体的な方式は、1)住民に対する水の供給(すなわち水道事業)は、従来どおり市町村が行い、これら市町村の水道事業が必要とする用水の供給(すなわち水道用水供給事業)を都道府県が行うもの、2)都道府県が当該区域の全部又は一部について水道事業として水を供給するもの、3)市町村が一部事務組合を設置して水道事業、又は水道用水供給事業を行うものの3つに大別できる(第2-1-10表)。こうした、水道事業の広域化の主要なる契機は、水源の取得難、遠距離導水等であることが多い。

第2-1-10表 広域水道の動向

第2-1-10表 広域水道の動向

種 別	事業主体	年 度					
		30	35	40	45	50	51
水道用水 供給事業	都 道 府 県	1	1	8	22	41	44
	一 部 事 務 組 合	3	4	6	11	29	31
水道事業	都 道 府 県	2	2	6	10	10	10
	一 部 事 務 組 合	8	16	28	47	65	67

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道の整備促進

3 広域的水道整備計画

52年の水道法改正により、水道の広域的な整備を円滑に推進するため、都道府県知事は、当該地域の地方公共団体の要請に応じて関係地方公共団体と協議し、かつ当該都道府県の議会の同意を得て広域的水道整備計画を策定することとなった。

計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針、広域的水道整備計画の区域に関する事項、施設及び水質の維持管理に関する事項、水道の整備に係る財政計画等について定められ、この計画に基づいて計画区域内の水道整備が推進されることとなった。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第4節 水道の維持管理の強化

1 水質管理の重要性

清浄な水を供給することは、水道に課せられた使命であり、水質管理はこの使命を果たす上で重要な役割を演じている。水質管理には、河川、湖沼、地下水等原水の水質管理及び送水・配水・給水過程の水質管理がある。

水道原水は、表流水と地下水に大別されるが、一般に地下水は水質の変動が少ないので原水の水質管理は、主として表流水に係る問題と言える。特に、我が国の水道水の需要は、この10数年急激な増加を見、それに伴って河川水等の表流水への依存率も上昇してきており、表流水における水質管理は、特に重要である。厚生省の調査結果では、39年度以降の水質汚濁、汚染による被害の状況は、第2-1-11表のとおりとなっている。

第2-1-11表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

第2-1-11表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

(ヶ所)

年度又は年	上水道	簡易水道	専用水道	計	用水供給
昭和39年度	51	14	4	69	—
40	55	20	6	81	—
41	69	24	4	97	—
42	135	43	8	186	—
43	156	28	7	191	—
44	217	35	7	259	—
45	229	38	10	277	—
46	232	41	8	281	—
47	—	—	—	—	—
48年	194	43	12	249	—
49	60	17	4	81	3
50	66	16	3	85	2
51	53	21	6	80	7

(注) 48年度までは、水質汚濁による水道被害として、水質汚染事故のほか、一般的な汚濁も含んでいる。49年度以降は、水質汚染事故に限定して調査したものである。

51年度被害水源別内訳

表流水	伏流水	地下水	他
62	12	5	1
80			

49年以降は、水質汚染事故により被害を受けたものに限定して集計したものであるが、被害を受けた水道数

は毎年約80ヶ所に及び、被害は依然として跡を断たない。また、これを水源の種別で見ると、51年の調査結果では、表流水水源における被害が78%(62ヶ所)を占めており、伏流水、地下水における被害に比べて圧倒的に被害数が多い。

浄水過程における水質管理は、原水の水質に対応していかにして効率的に水質基準に適合した水道水を製造するかという点にあり、また、この過程での水質管理では、赤水対策等給水過程における水質変化についても配慮しなければならない。

送水、配水、給水過程における水質管理は、浄水処理された水をいかに水質基準に適合して供給するかはその眼目が置かれている。

浄水処理が終了した時点において水質基準に適合した水であっても送水・配水・給水の段階においてクロスコネクション(誤接合)等による水質汚染や維持管理の不十分さに起因する赤水の発生等のないような管理が重要である。また、ビル、マンション等においては、受水槽等の敷設の管理の不徹底による水質基準への不適合が生じないような管理も重要である。

このように、水道においては、最終目標である浄水の水質を水質基準に適合させるための、原水から給水に至るまでの一貫した水質管理と、受水槽等の管理の徹底が必要である。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第4節 水道の維持管理の強化

2 水質管理体制の現状と将来の方向

(1) 水質検査体制の強化

52年の水道法改正により、原則として水道事業者は定期及び臨時の水質検査を行うために必要な検査施設を設けなければならないこととなり、水道事業者自身による水質検査体制の整備が明確化された。従来、水道の水質検査は、給水人口20万人以上の大規模な水道以外は保健所、衛生研究所等への委託検査に依存してきたが、これらの機関の業務の多様化に伴い、水道事業自身による検査体制の充実が望まれるようになった。

しかしながら、中小規模の水道事業にあっては、独自に水質検査設備を整備し、水質分析技術者を確保することは予算的あるいは、マンパワー的制約等から相当困難である。このため数事業が共同して検査体制を整備することが望まれる。

厚生省では、53年度から、特にこの目的で設置される水質検査センターに対する補助制度を設け、共同水質検査体制の整備の促進を図っている。

(2) 簡易専用水道に対する規制

52年の水道法改正のうち、簡易専用水道に関する規定は53年6月23日から施行された。

ビル、マンション等の高層建築物には受水槽が設けられ、水道事業からの水を一度これに受けてから屋上の高置水槽にポンプアップし、更に各階に配水される構造の水道が設置されているのが一般的であるが、従来の水道法では、これら受水槽以下の給水設備については規制が及んでいなかった。

このため、これらの設備の管理が十分でないため、汚物が流入する等健康に対する障害やその他の衛生上好ましくない事例も指摘されていた。

今回の改正は、これら受水槽以下の給水設備のうち、1)水道事業の用に供する水道及び専用水道ではないこと、2)水源のすべてが水道事業の供給する水であること、3)受水槽の容量が 20m^3 を超えることという3つの要件を満たすものを簡易専用水道として規制の対象としたものである。これにより、簡易専用水道の設置者は、受水槽や高置水槽の掃除を1年以内ごとに1回行うこと水槽の点検、水の状態に異常を認めた場合に水質検査を行うこと等、厚生省令に基づく維持管理を行い、また、1年以内ごとに1回、その管理について地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないこととされた。

厚生白書(昭和53年版)

なお,現在簡易専用水道は全国に約5万3,000箇所と推定されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

1 概説

53年5月から夏期にかけて西日本一帯における異常渇水により、福岡県、佐賀県及び長崎県1都2府31県の1都399市町村における633箇所の水道において2時間から全面断水の事態が生じた。特に福岡市では6月1日より19時間断水の事態に陥ったが、その後の降雨により一旦給水状況は8時間断水にまで改善されたものの再び9月1日より18時間断水を実施している。

北部九州地域では筑後川水系を中心とした水源開発を進めているが、地質上の問題によるダム適地の減少及び流域外分水についての地元の調整の難航等によりダム建設が遅延している。今後、このような地域に限らず、全国的にダム等水源開発施設の建設の一層の促進を図るとともに雑用水道等の新しい水源開発について検討を行い、更に節水等の方策を図ることによって総合的な水道用水の需給対策を講ずることが恒久的な水源対策として必要な課題となっている。さらに渇水時に行われる給水制限が市民生活及び都市機能等に多大の障害をもたらすことをふまえて、各水道事業者が恒久的な水源に加えて非常時に利用するダム、井戸等の水源を確保することもまた重要な課題となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

2 水資源開発水系における水源開発

水資源開発促進法に基づき利根川,荒川,淀川及び筑後川等6水系については水資源開発基本計画を定め,関係機関の協議の下で水源開発を進めている。水源開発施設の建設は水資源開発公団が中心となって実施している。厚生大臣が主務大臣となって水資源開発公団事業を実施しているものは第2-1-12表のとおりである。

第2-1-12表 52年度水資源開発公団事業実施一覧表

第2-1-12表 52年度水資源開発公団事業実施一覧表

水系名	事業名	水道の開発水量 (導水量) (m ³ /s)	供給地域	工期 (年度)
利根川及び 荒川水系	房総導水路	1.0	九十九里沿岸地域	45~60
	東総用水	1.32	銚子市及びその周辺	49~57
	朝霞水路改築	16.6	東京都	51~55
木曾川水系	木曾川総合用水	19.13	岐阜県, 愛知県, 三重県	39~56
	三重用水	1.0	三重県	39~57
吉野川水系	高知分水	0.73	高知市	46~52
筑後川水系	福岡導水	2	福岡市及びその周辺	48~56

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

3 既存水利の活用

農地の宅地化等により農業用水に余剰水が発生する地域においては,これを水道用水として活用を図る事例が増加している。46年度以降52年度末までに1級河川において河川法上の手続きを終え,農業用水から水道用水への水利転用を行ったものは全国で17件,転用水量約 $10\text{m}^3/\text{s}$ となっている。

水利転用を行うに当っては,転用水量の決定,水質及び費用負担等の問題について当事者間の調整に時間を要する場合が多く,これを円滑に推進するため,50年度よりモデル地区において調査を実施して,水道用水への転用のルールの確立を図っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

4 新しい水源開発

(1) 雑用水道

雑用水道は水需給がひっ迫し、かつ、水源開発施設の建設が限界に達しつつある地域においては有効な水源対策の一つである。

日本住宅公団芝山団地(船橋市)、サンシャインビル(東京都)等においてはすでに雑用水道施設の運転を開始しており、今後水需給のひっ迫地域において更に施設の建設が行われる可能性がある。雑用水道を実施する場合の問題点としては、1)コストが高いこと、2)法制度が未整備なこと、3)衛生対策上未解明のものがあること等がある。これらの問題のうち、特に3)を中心に50年度より調査研究を行っており、52年度は塩素処理による雑用水中のウイルスの不活性化処理に関する調査研究を実施した。

(2) 海水淡水化

海水の淡水化は離島等の水道水源として、すでに我が国においても実用化されており、52年11月現在、10ヶ所の水道について淡水化能力7,070m³/日の施設が稼動している。淡水化のコストはダム等の水源開発コストと比べてまだかなりの開きがあるが、火力発電所等の余熱を利用することによってコストの低下を図ることは可能であり、沖縄本島において火力発電所と組合せた海水淡水化の水道水源への適用について52年度より調査を開始した。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第5節 水源の確保

5 節水

水需給のひっ迫地域において、今後の水需要増に対処するためには、従来のように供給量の増大を図ることが困難であるため、水需要の増大を抑制し、節水型の水利用構造へと転換する必要性が生じている。そこで水道週間等機会があるたびに国民各層に対し節水のPRを実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第1節 概説

45年に従来 of 清掃法が全面改正され,生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され,すでに8年を経た。その間この法律により廃棄物は,事業活動に伴って排出され質・量の面で処理の困難な産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区別され,それぞれ事業者及び市町村の処理責任の原則の下に処理体制が整備されてきた。更に52年3月からは産業廃棄物処理に係る監督体制の強化の措置が講じられるなど制度の充実が図られ,53年においても近時公共水域の汚染問題を引き起こす例がみられるし尿浄化槽に対する維持管理基準を強化するための措置が講じられた。

しかしながら廃棄物の処理の現状は必ずしも万全とはいえず,廃棄物の最終処分場の確保を始めとする諸問題が山積している状態にある。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理状況

廃棄物のうち、し尿、ごみなどの主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理を行っている。

一般廃棄物のうち、し尿の処理状況は第2-2-1表に示すとおりである。水洗化人口は、52年3月31日現在約3,943万人に達し、前年度に比べ8.4%の伸びを示している。また、計画収集量と自家処理量とを合わせた量のうち、し尿処理施設又は下水道投入により処理される割合をし尿処理施設等処理率と呼んでいるが、52年3月31日現在、し尿処理施設等処理率は70.3%となってお

り、今後ともその比率を高める必要がある。

第2-2-1表 し尿処理の状況

第2-2-1表 し尿処理の状況

		47年度		48		49		50		51	
		千人		千人		千人		千人		千人	
処理区域人口 (対総人口比率)		101,039 (93.5%)		106,645 (98.8%)		110,034 (99.4%)		111,554 (99.3%)		112,589 (98.9%)	
水洗化人口	公共下水道 し尿浄化槽	13,220		14,787		16,782		18,832		20,387	
		11,777		13,431		15,597		17,532		19,040	
	計	24,997		28,218		32,379		36,364		39,427	
非水洗化人口		76,042		78,427		77,655		75,190		73,162	
非水洗化分内訳 (し尿量、構成比)		kl/日 116,271	% 100.0	kl/日 108,493	% 100.0	kl/日 106,637	% 100.0	kl/日 106,893	% 100.0	kl/日 108,680	% 100.0
計画 収集 量	下水道投入	5,391	4.7	5,307	4.9	6,088	5.7	5,753	5.4	7,170	6.6
	し尿処理施設	60,912	52.4	62,775	57.9	65,279	61.2	67,384	63.1	69,211	63.7
	農村還元等	6,891	5.9	4,395	4.1	4,011	3.8	3,559	3.3	3,540	3.2
	海洋投入	13,527	11.6	12,975	12.0	13,490	12.7	13,263	12.4	12,915	11.9
	計	86,721	74.6	85,452	78.9	88,868	83.4	89,959	84.2	92,836	85.4
自家処理量		29,550	25.4	23,041	21.1	17,769	16.6	16,934	15.8	15,844	14.6

厚生省水道環境部調べ

下水道の整備されていない地域で水洗便所を設置するにはし尿浄化槽を設けなければならないが、国民の水洗便所に対する要望の高まりに伴い近年におけるし尿浄化槽の普及にはめざましいものがある。

これを設置数からみると第2-2-2表のとおりである。52年3月31日現在約251万基で、前年度に比べ15.4%の伸びを示している。

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

	設 置 数				
	48年3月	49年3月	50年3月	51年3月	52年3月
人槽					
0~20	878,431	1,121,278	1,349,583	1,628,933	1,940,978
21~100	336,835	371,147	401,844	426,284	448,973
101~300	85,153	84,905	88,870	93,070	94,094
301~500	16,186	17,850	19,132	20,768	20,849
小 計	1,316,605	1,595,180	1,859,429	2,169,055	2,504,894
501~1,000	4,484	4,986	5,232	5,817	5,915
1,001~2,000	1,489	1,695	1,995	2,236	2,408
2,001~3,000	375	473	547	644	666
3,001~4,000	127	170	197	215	255
4,001~5,000	92	90	101	111	123
5,001人槽以上	240	226	331	384	427
小 計	6,807	7,640	8,403	9,407	9,794
合 計	1,323,412	1,602,820	1,867,832	2,178,462	2,514,688

厚生省水道環境部調べ

次に、ごみ処理の状況は第2-2-3表に示すとおりである。

第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ処理の状況

		47年度		48		49		50		51	
処理区域人口		千人		千人		千人		千人		千人	
処理区域人口		101,036		106,645		110,034		111,554		112,589	
1人1日当たり排出量		g		g		g		g		g	
1人1日当たり排出量		908		891		765		781		776	
ごみの総排出量		t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%
ごみの総排出量		91,757	100.0	95,052	100.0	84,205	100.0	87,167	100.0	87,406	100.0
計画収集量	焼却	42,604	46.5	45,170	47.5	45,983	54.6	50,380	57.8	52,915	60.6
	埋立	30,587	33.3	32,003	33.7	25,430	30.2	24,461	28.1	23,529	26.9
	高速たい肥化	408	0.4	249	0.3	200	0.2	157	0.2	214	0.3
	たい肥化	54	0.1	20	0.0	11	0.0	17	0.0	11	0.0
	飼料	32	0.0	23	0.0						
	その他	1,859	2.0	1,582	1.7	1,049	1.3	1,258	1.4	995	1.1
計		75,544	82.3	79,047	83.2	72,673	86.3	76,273	87.5	77,664	88.9
自家処分量		16,213	17.7	16,005	16.8	11,532	13.7	10,894	12.5	9,742	11.1
直接搬入分		24,926		27,186		25,698		28,039		23,912	

厚生省水道環境部調べ

ごみ処理については、原則として焼却することにより減量化、安定化し、焼却残灰を埋立てる方法によっている。51年度末においては計画収集量のうち焼却処理されたものの割合は約68.1%である。また、ごみ、し尿の処理に当たりては、大気汚染、水質汚濁等の二次的環境汚染を生じないように排ガス、排水の処理等に万全を期す必要がある。

一般廃棄物の収集の事業形態は第2-2-4表に示すとおりであり,各市町村における歴史的社会的背景等の相違からさまざまな事業形態がとられている。

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態 (51年度)

		し尿の収集	ごみの収集
		kl/日	t/日
市町村によるもの	直営	15,863	54,077
	委託	28,351	17,693
許可業者によるもの		48,622	5,893
計		92,836	77,663

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物処理施設の整備の状況は、第2-2-5表に示すとおりである。'52年度当初におけるし尿処理施設の処理能力は前年度の4.8%増となっている。また、団地などで家庭雑排水とし尿を合併処理する施設で地方公共団体が管理する地域し尿処理施設は332か所、計画処理人口115万6,858人となっている。

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況 (着工ベース)

し尿処理施設			ごみ焼却処理施設		
年度	施設数	処理能力	年度	施設数	処理能力
	か所	k/日		か所	t/日
40	792	45,321	40	1,409	20,736
45	956	67,088	45	1,293	53,998
48	1,070	85,362	48	1,637	105,633
49	999	87,021	49	1,665	111,228
50	1,022	89,805	50	1,718	114,559
51	1,010	94,126	51	1,736	126,417

厚生省水道環境部調べ

ごみ処理施設のうち、ごみ焼却処理の52年度当初における処理能力は前年度の10.4%増となっている。粗大ごみ処理施設の52年度当初の施設数は252施設となっている。また、高速たい肥化施設の数14で、処理能力は564t/日となっている。このほか、埋立処分地については第2-2-6表に示すとおりである。

第2-2-6表 埋立処分地の状況

第2-2-6表 埋立処分地の状況

年度	埋立処分地数					全体面積 (千m ²)	全体容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)
	山間	海面	水面	平地	計			
50	1,477	41	77	847	2,442	65,493	344,117	192,946
51	1,616	34	87	942	2,679	51,427	378,081	244,623

厚生省水道環境部調べ

3 一般廃棄物に関する調査研究

53年度における一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置については、地方公共団体に対する補助

金として、し尿処理施設120億円、ごみ処理施設283億円、埋立処分地施設29億円、ごみ処理施設排水・排ガス処理施設35億円、その他5億円、他省庁計上分11億円の計483億円が計上されており、前年度に比べ39.5%の増となっている。

また、実験事業として行われているごみの収集運搬のためのパイプライン輸送施設、並びに都市ごみの堆肥化処理及び焼却処理により生ずる堆肥や熱エネルギーの農業利用等を図るための廃棄物総合処理資源化事業に対して、3億3,825万円の補助金が計上されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

3 一般廃棄物に関する調査研究

(1) 52年度において実施した調査研究

ア 廃棄物有効利用実態調査

近年において各自治体では、廃棄物の発生量を減らすため、あるいは資源やエネルギーの節約のために、不用品交換会を催したり、古紙・空びん・鉄くず等の集団回収を行ったり、あるいは焼却炉から発生する熱を給湯や発電に利用するなどして廃棄物の有効利用を図っているところが多い。本調査では、全国の市及び市を含む一部事務組合に関してこれらの廃棄物有効利用の実態を把握し、今後の有効利用推進のための基礎資料を得た。

イ 物質循環の構造化における都市環境計画手法の開発研究

本研究は、50年度から3年継続で行われてきたものであり、研究最終年度としての取りまとめを行った。すなわち市町村単独のみならず、広域市町村圏や巨大都市圏をも含めた廃棄物リサイクルシステムを確立するための行政手法について検討し、具体的な実施プログラムを提案した。

ウ ごみ焼却処理施設のアッシュ及びダストの処理処分に関する調査研究

本研究では、焼却残灰及び集じんダストについて最終処分量の低減化を図るため、有効利用の技術を開発するとともに、今後有害物質を含むおそれがある焼却残灰及び集じんダストが生ずることに対処するため、有害物質の溶出防止技術を事前に開発することを目的とし、52年度は実態調査を行い、今後の研究のための基礎資料を得た。

エ 都市清掃事業における適正処理困難物に関する調査研究

本研究では、現行の都市清掃事業体系において適正な処理が困難とされているものについて実態調査を行

い,適正処理の困難性について原因,理由を解明し,適正処理困難物をめぐる諸問題の解決のための基礎資料を得た。

オ その他

上記以外の研究として52年度においては,「観光地におけるごみの処理処分指針策定」「都市廃棄物のコンポスト処理方式の改善並びに農業利用に関する研究」「埋立処分場における浸出液処理システムの開発に関する研究」等を実施し,今後の研究のための基礎資料を得た。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物には、燃えがら、汚でい等19種類があり、その排出量は各都道府県がこれまで独自に実施した調査の集計によれば、全国で年間およそ3億2,000万tにのぼると推定される(第2-2-7表)。この産業廃棄物を処理するため、処理体制の整備が進められているが、地域的な処理体制の基礎となるものとして、都道府県知事が定める処理計画がある。この処理計画では、当該都道府県の特性に応じた適切な処理体系の確立を目指している。53年7月現在、この処理計画は45都道府県において策定済みである。

第2-2-7表 全国産業廃棄物排出量

第2-2-7表 全国産業廃棄物排出量(年間)

産業廃棄物の種類	年間排出量(万t/年)	排出割合(%)
燃えがら, ダスト	930	2.9
汚 で い	5,330	16.6
廃 油	340	1.1
廃酸, 廃アルカリ	5,240	16.4
廃プラスチック類, ゴムくず	160	0.5
紙くず, 木くず, 繊維くず	1,820	5.7
動植物性残渣	660	2.1
家畜ふん尿, 家畜死体	4,220	13.2
金 属 く ず	810	2.5
ガラスくず, 陶磁器くず	220	0.7
鉱 さ い	4,440	13.9
建 築 廃 材	7,830	24.4
合 計	32,000	100.0

厚生省水道環境部調べ

- (注) 1. 都道府県が45~49年にかけて調査した排出量の単純合計であり調査年次は一定していない。
 2. 廃棄物の分類は、必ずしも統一された基準によるものではない。例えば、建設廃材に土砂を含めた県もある。
 3. 各都道府県の排出量調査は実量調査のほか、原単位から推計したものが多し

産業廃棄物の処理には、事業者自らが行う処理、処理業者による処理、都道府県による広域的な処理、市町村による一般廃棄物とあわせての処理等がある。53年5月現在における産業廃棄物処理業者の許可件数は、第2-2-8表のとおりである。また、53年5月現在における産業廃棄物処理施設状況を設置主体別にみると第2-2-9表のとおりである。中間処理施設の総設置数は6,153で、51年2月の4,849、52年5月の5,343に比して着実に増加しており、処理体制の整備が進められていることがうかがわれる。また最終処分場の総設置数は、794である。

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数 (53年5月現在)

	計	収集運搬のみ	中間処理のみ	最終処分のみ	収集運搬及び中間処理	収集運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集運搬及び最終処分
件数	20,235	17,752	188	142	1,052	839	34	228
割合(%)	100.0	87.7	0.9	0.7	5.2	4.1	0.3	1.1

厚生省水道環境部調べ

第2-2-9表 産業廃棄物処理施設設置状況

第2-2-9表 産業廃棄物処理施設設置状況

(53年5月1日現在)

施設の種別	総数	設置者		
		事業者	処理業者	公共
汚水の脱水施設	2,760	2,515	75	170
汚水の乾燥施設	178	131	15	32
汚水の焼却施設	413	374	25	14
廃油の油水分離施設	499	393	102	4
廃油の焼却施設	361	252	108	1
廃酸又は廃アルカリの中和施設	623	605	16	2
廃プラスチック類の破砕施設	87	39	47	1
廃プラスチック類の焼却施設	786	623	154	9
コンクリートの固化施設	95	55	39	1
水銀含有汚水のばい焼施設	5	3	2	0
シアンの分解施設	346	333	11	2
小計	6,153	5,323	594	236
しゃ断型最終処分場	25	16	9	0
安定型最終処分場	170	83	85	2
管理型最終処分場	599	312	276	11
小計	794	411	370	13
合計	6,947	5,743	964	249

厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理は廃棄物処理法上本来事業者の責任とされているが、市町村又は都道府県が、産業廃棄物の処理をその事務として行うことも認められている。

今日、産業廃棄物の処理について事業者自身による処理や処理業者による処理をもってしては解決困難な問題が生じつつあり、地方公共団体が地域環境保全等の観点から直接又は間接に産業廃棄物の処理事業を実施する事例が増加しており、53年5月現在、公共関与による産業廃棄物処理事業は14都府県10市において行われている(第2-2-10表)。

第2-2-10表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

第2-2-10表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

(53年5月1日現在)

地方公共団体名	宮 城 県	秋 田 県	埼 玉 県
事業主体	(財)宮城県廃棄物処理公社	(財)秋田県環境保全センター	(財)埼玉県環境保全公社
事業開始(予定)時期	54年4月	51年10月	51年6月
出 資 金	50,000万円	3,980万円	1,000万円
事業内容	産業廃棄物の処理・再生利用、廃棄物処理の調査研究、埋立跡地造成	県内の中小企業から排出される産業廃棄物の処理業務(焼却・破砕・埋立)	1. 廃棄物処理及び処分 2. 廃棄物の再生処理事業 3. 廃棄物に関する調査研究 4. その他
備 考	第3セクター	第3セクター(管理委託)	公社単独事業(県の出資)

地方公共団体名	東 京 都	新 潟 県	山 梨 県	長 野 県
事業主体	中央防波堤外側埋立処分場	(株)新潟県スラッジ処理公社	(社)山梨県農薬用廃プラスチック処理センター	(財)長野県環境保全公社
事業開始(予定)時期	53年4月	51年10月	51年11月	48年7月
出 資 金		4,960万円	2,500万円	1,000万円
事業内容	中小企業対策として、中小企業から排出される産業廃棄物で都の受入基準に適合するものを受入れる	有害産業廃棄物であるメッキ汚でい等のコンクリート固形化処理の無害化安定事業	1. 農薬用廃プラスチック処理に関すること。 2. 廃プラスチックの処理技術の研究開発に関すること。	有機無機汚での乾燥
備 考	直営	第3セクター	第3セクター	直営(管理委託)

地方公共団体名	愛 知 県	三 重 県	大阪府・大阪市
事業主体	(財)愛知県環境保全公社	(社)三重県環境保全事業団	(財)大阪産業廃棄物処理公社
事業開始(予定)時期	(知多)47年5月 (豊田)51年7月	52年9月	49年2月
出 資 金	1,000万円	8,100万円	1,000万円
事業内容	1. 知多環境保全センター(廃油処理施設)管理事業 2. 豊田環境保全センター(産業廃棄物埋立処分施設)管理事業	産業廃棄物の処理処分事業	1. 廃棄物を処分するために必要な処理事業 2. 廃棄物の海面埋立処分 3. 廃棄物の処理処分に関する調査研究
備 考	直営(管理委託)	第3セクター	公社単独事業(府市の出資)

地方公共団体名	兵 庫 県・他6市	岡 山 県	高 知 県
事業主体	(財)兵庫県阪神環境事業公社	(財)岡山県環境保全事業団	(社)高知県農薬用廃プラスチック処理公社
事業開始(予定)時期	52年9月	54年4月	49年8月
出 資 金	30,000万円	161,700万円	6,825万円
事業内容	1. 廃棄物の処理処	1. 産業廃棄物の埋	1. 農薬用廃プラス

	分 2. 廃棄物の処理・ 処分に関する調 査・研究 3. 廃棄物処理事業 の宣伝普及 4. その他	立処分 2. 緑化事業 3. 環境保全コンサ ルタント 4. 県・市所有のテ レメータ保守管理	チック類の処理 2. 廃プラスチック 類の処理方法の研 究	
備 考	県市の出資	第3セクター	第3セクター	
地方公共団体名	長 崎 県	静 岡 市	神 戸 市	福 岡 市
事 業 主 体	(株)長崎県不燃 物処理センター	(財)静岡市清掃 公社	長尾山埋立処分 地・布施畑埋立 処分地	福岡市廃油中継 所
事業開始(予定)時期	未 定	47年5月	長尾山 43年10月 布施畑 47年11月	49年7月
出 資 金	5,700万円	500万円		3,000万円
事 業 内 容	不燃物の処理 (埋立処理) 廃車の処理・ス クラップ類の販 売	収集・運搬 〔汚でい もえがら	廃棄物の埋立処 分	廃油の中継業務
備 考	第3セクター	直営(管理委託)	直営	直営(管理委託)

厚生省水道環境部調べ

このような状況にかんがみ厚生省においては、今後の産業廃棄物に対する公共関与のあり方について具体的な検討を進めているところである。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

2 産業廃棄物の処理対策

(1) 産業廃棄物に係る実態調査

産業廃棄物処理を適切に進めるための基礎的な資料を得ることを目的に、厚生省は52年度に産業廃棄物排出状況実態調査を行った。この調査において各種事業から排出される産業廃棄物の種類と量を全国調査し、その実態を把握した。

(2) 産業廃棄物広域処理事業基本計画

産業廃棄物の最終処分地の確保難など、産業廃棄物問題は年々複雑化し、困難度を増してきている。そこで厚生省では県内全域の広域的な処理体制を整備するため52年度、処理類型別に4県を選定し、これらの県で策定された基本計画を全都道府県にモデルとして提示した。この基本計画では各県が自ら地域の実情に即した広域的な処理を適正に行うことを目的としている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

3 産業廃棄物に係る調査研究

厚生省では産業廃棄物の処理に関する調査研究を毎年度実施しているが、52年度は、前年度までに実施した産業廃棄物の処理に関する各種の調査研究の成果を踏まえて産業廃棄物の適正な処理を更に推進し、より具体的、実用的な指針を策定するために次の3つの調査研究を行った。

1) 「有害産業廃棄物処理マスターモデル策定に関する研究」

50・51年度の有害物質に係る産業廃棄物の全国実態調査によって、有害産業廃棄物の排出、処理、処分及び資源化有効利用に関する全国状況が明らかになったが今後、有害産業廃棄物の適正な処理を推進するためには資源化、有効利用に関する社会システムの整備を含めた全国的、長期的な対策が必要であるので、全国レベルの将来到達目標の下に、これを地域及び業界レベル等で実行するためのパターン化されたマスターモデルの提示と適応モデル選定の意志決定のプロセスを開発した。

2) 「産業廃棄物処理施設の緊急点検マニュアル策定に関する調査研究」

廃棄物の不適切な処理が多発しているため、事業者自らが産業廃棄物処理施設を点検し、不備な箇所を整備することが必要であり、また都道府県・政令市においても適切な監視指導を行う必要がある。そのため、処理施設の設置及び運転の基準となる設計及び点検の指針を策定した。

3) 「金属製錬技術の有害汚でい処理への活用法に関する研究」

既存の金属製錬技術を用いて汚でい中の重金属を金属資源として回収する技術を実用化している事例を研究し、今後における実用化拡大の可能性を明らかにした。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 廃棄物処理の今後の方向

1 一般廃棄物の処理

(1) し尿処理

し尿の処理については、下水道の十分な整備にはまだ相当の年月を要することから、当分の間はし尿処理施設、地域し尿処理施設及びし尿浄化槽による処理が相当の役割を果たすこととなる。

し尿処理施設及び団地などで家庭雑排水とし尿とを合併処理する地域し尿処理施設は、これまでと同様に緊急に整備を図る必要があり、特に地域し尿処理施設は、地域的な水洗化の促進による衛生水準の向上及び家庭雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のために有効であることから、その整備の推進が望まれる。

し尿浄化槽の普及は、今日著しいものがあるが、その維持管理の不備のため、放流水の水質が悪化し、公共用水域の汚染問題を惹起している例が見られる。このため、53年8月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、し尿浄化槽の管理者は、55年からは、毎年1回、地方公共団体又は厚生大臣の指定する者(指定検査機関)による維持管理状況の検査を受けな

ければならないこととされ、今後早急に検査体制の整備を図ることとなった。更に、し尿浄化槽の維持管理については、し尿浄化槽清掃業者による定期的な汚での引き抜き等を指導してゆくなど、都道府県・政令市における監視指導体制の強化・拡充が望まれている。

その他、今般行われた水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全法の改正により水質総量規制の実施及び富栄養化対策の推進が図られるが、これに対応してし尿処理施設における高度処理設備の設置を検討するとともに、地域し尿処理施設の整備、し尿浄化槽の維持管理の徹底を図ることが必要である。

(2) ごみ処理

現在、ごみ処理については、最もごみの容積を減らすことができる焼却処理を行い、焼却残灰を埋立てる方法を中心として処理体系が形成されている。

一方、ごみの有効利用については、主としてごみの減量化の観点からごみの発生及び処理の各過程において積極的にその具体策を検討してゆく必要があるが、全国的にみると現在のところ有効利用は技術面、制度面においても十分とは言い難く、当面は地域の実情に応じた有効利用への取り組みが期待される。

ごみ処理事業の円滑な推進にとって中心的な役割を果たすごみ処理施設の整備については、廃棄物処理施設整備5カ年計画によって計画的に行われているが、一部の地域にあっては土地利用の高度化による用地確

保が困難となりつつあり、また環境保全対策の一層の充実が求められるなど、施設整備に困難が生じているため、このような地域においてはごみ処理の広域化及び公害防止関連設備の充実などを図ることにより対処することが必要である。

そのほか、実験事業として実施しているごみパイプライン輸送施設及び廃棄物総合処理資源化事業については、実験対象地域の社会的背景を勘案して技術的、経済的に評価を行い、実験事業の一般化の可能性について検討を進めていくことが必要である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 廃棄物処理の今後の方向

2 産業廃棄物の処理

第77回通常国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法が52年3月15日より施行され、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでの責任の所在の明確化を始めとする法的な体制の整備が行われた。もとより、産業廃棄物の処理体系は事業者処理責任の原則を踏まえて組み立てられているところであるが、今日、事業者の自己努力のみによってはその責任を果たすことが困難な事例を生じつつある。そのため地方公共団体においては公社等を設立して直接に処理に関与する事例も増加している。厚生省においても、産業廃棄物の発生やその流れの情報の把握並びに産業廃棄物処理技術の研究開発及び評価を行い、また教育研修を行うこと等によって産業廃棄物の処理が適正に行われるような基盤づくりを積極的に進めることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 廃棄物処理の今後の方向

3 広域的な最終処分場の確保

廃棄物の排出量は今後とも増大すると予測され、廃棄物の有効利用の促進や中間処理技術の開発を図っても、なお、最終処分の必要な廃棄物は相当の量に上ると見込まれている。一方、廃棄物の適正な処理を図るために不可欠な最終処分場は、近時その確保が次第に困難となっており、市町村や事業者の自助努力のみによっては解決が困難な問題も生じている。特に、首都圏、近畿圏等の大都市圏においては、土地が高密度に利用されているため、最終処分場の設置は極めて困難となっている。

そのため、全国的には、一部事務組合や事業者による共同処理、都道府県の関与など適切な広域最終処分体制の整備を促進していくこととしている。更に、地域を一体とした最終処分の必要性が生じていると考えられる首都圏及び近畿圏においては、国レベルで広域最終処分場を建設し、それを地方公共団体が利用する等の方策を検討することとし、53年度からそのための調査を行っており、同調査の結果を踏まえ、首都圏及び近畿圏における広域最終処分体制の整備を図っていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第5節 水道及び廃棄物処理に関する国際協力

1 開発途上国への技術協力

開発途上国の水道及び廃棄物処理に関して研修生の受入れ,専門家の派遣等の技術協力を行っている。

研修生の受入れについては,52年度には国際協力事業団において水道及び廃棄物処理の集団研修にそれぞれ11ヶ国から21名,8ヶ国から9名を受入れたほか,水道については4ヶ国から10名の個別研修生を受入れた。また,WHOの技術援助計画に基づく研修生については水道及び廃棄物処理に関して3ヶ国から15名を受入れた。

水道に関する専門家の派遣については,52年度にはネパール(タンセン市)及びケニア(イタンガ地区)における我が国からの無償供与,水道施設の施工に関して延べ5名を派遣したほか,タイ,グアテマラ及びインドネシアの3ヶ国に対し水道計画調査等のための専門家として延べ5名を派遣した。更にタイ,リベリア及びアフガニスタンに対しては,水道技術指導のための長期専門家として4人の派遣を行っている。

廃棄物処理に関する専門家の派遣については,モロッコに対する廃棄物処理行政指導及び韓国に対するし尿処理維持管理指導に延べ4名を派遣した。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第5節 水道及び廃棄物処理に関する国際協力

2 先進国間の協力

日米環境保護協力協定に基づいて、51年度までに日米間において廃棄物処理会議を3回開催し、所期の成果を挙げてきたが、52年度より新たに1)埋立地の浸出液処理、2)熱分解処理(廃棄物から油分、ガス分等を取りだして再生利用を行うもの)及び3)埋立処分の環境アセスメントが新プロジェクトとして採用され、これらについての意見交換を担当者間で行っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は、40年以降多少の増減はあったがほぼ横ばいの状況にあった。その中において、51年は気候条件等により、食中毒精密統計調査が開始された27年以来最低を記録したが、昭和52年はほぼ例年並の発生状況となった。

すなわち52年の食中毒の発生状況は、事件数が1,276件(対前年比53.5%増)、患者数3万3,188人(対前年比58.5%増)、死者数30人(対前年比15.4%増)となっている(第2-3-1表)。

第2-3-1表 食中毒事件患者数、死者数、罹患率及び死亡率の年次推移

第2-3-1表 食中毒事件患者数、死者数、罹患率及び死亡率
の年次推移

	事 件 数	患 者 数	死 者 数	り 患 率 (人口10万対)	死 亡 率 (人口10万対)
43 年	1,093	33,041	94	32.6	0.1
44	1,360	49,396	82	48.1	0.1
45	1,133	32,516	63	31.3	0.1
46	1,118	30,731	46	29.3	0.0
47	1,405	37,216	37	35.0	0.0
48	1,201	36,832	39	33.9	0.0
49	1,202	25,986	48	23.6	0.0
50	1,783	45,277	52	40.4	0.0
51	831	20,933	26	18.5	0.0
52	1,276	33,188	30	29.1	0.0

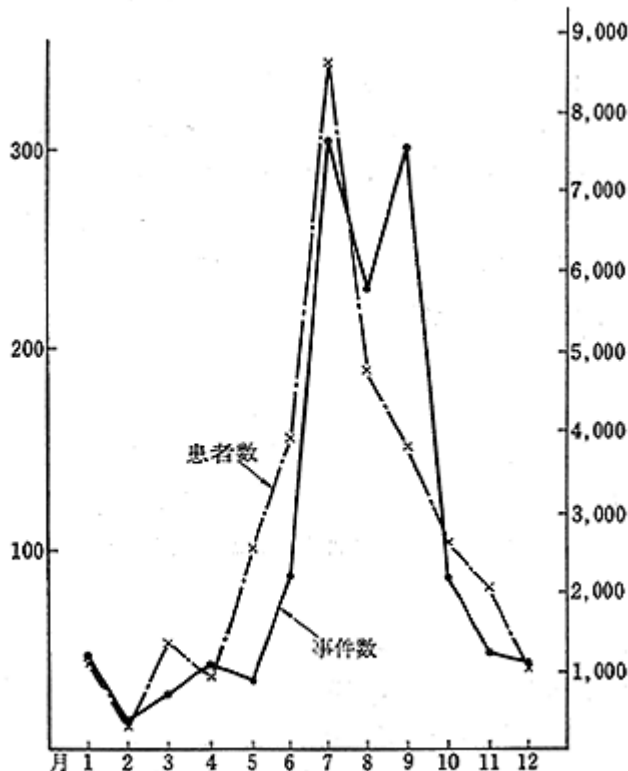
資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数についてみると、7月が306件(24.0%)と最も多く次いで9月301件(23.6%)、8月231件(18.1%)の順となっており、7~9月の3カ月間で年間発生件数の65.7%を占めている。これを患者数でみると、7月8,614人(26.0%)と最も多く、次いで8月4,799人(14.5%)、6月3,965人(11.9%)の順となっており、この3か月間の患者数を合計すれば年間患者数の52.4%を占めている(第2-3-1図)。

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動

第2-3-1 図 食中毒事件数と患者数の季節変動



資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

病因物質別の発生件数についてみると、細菌に起因するものが最も多く857件(67.2%)を占めており、そのうち、腸炎ビブリオによるものが461件(361%)、ぶどう球菌によるもの226件(17.7%)、サルモネラ菌属によるもの114件(8.9%)等となっている。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒が92件(7.2%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因する食中毒は事件数41件、患者数71人、死者数22人であり、特に、死者数は全死者数の73.3%に達している。

ふぐによる食中毒の大部分は、家庭等において個人が調理し、摂食することにより発生したものである。なお、食中毒事件のうち病因物質不明のものが318件(24.9%)ある。

原因食品別の発生件数についてみると、魚介類によるものが433件(33.9%)と最も多く、次いで穀類及びその加工品によるもの93件(7.3%)、複合調理食品によるもの67件(5.3%)、野菜類及びその加工品によるもの57件(4.5%)、魚介類加工品によるもの30件(2.4%)、菓子類によるもの28件(2.2%)等の順となっている。また、原因食品不明のものが430件(33.7%)ある。

原因施設別の発生件数についてみると、家庭が最も多く405件(31.7%)、次いで飲食店266件(20.8%)、仕出し屋115件(9.0%)、旅館103件(8.1%)等の順になっている。

摂取場所別の発生件数についてみると、家庭が最も多く585件(45.8%)、次いで飲食店137件(10.7%)、事業場136件(10.7%)、旅館102件(8.0%)等の順になっている。

(2) 国内監視体制の強化

ア 食品衛生監視員

各都道府県における食品衛生監視員は、52年末現在6,415人が都道府県保健所政令市、特別区の各庁舎及び保健所に配置され、食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等の検査、収去試験等に従事している&agr;

イ 監視指導の状況

都道府県の食品衛生監視員が、52年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業、そう菜製造業等34業種)に対するものが335万7,652件、許可を要しない営業施設(菓子販売業、集団給食施設等15業種)に対するものが176万8,188件である。

また、監視指導及び試験検査の結果に基づく行政措置は、営業許可の取消しが2件、営業の禁止が621件、営業の停止が957件、施設の改善命令が591件、物品の廃棄命令が1,042件、その他の措置が4万8,005件である。

ウ 監視指導の強化

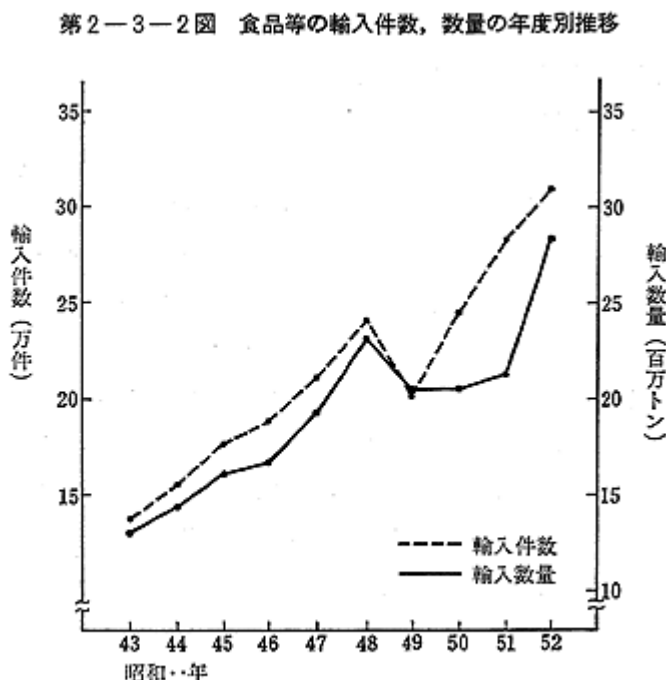
食品の製造・加工技術の高度化に伴う食品の多様化、食品流通の広域化、食品関係営業施設の増加等に対応し、食品等の安全を確保するため、食品衛生監視員の増員はもとより、その専任化、及び業種別専門監視員の育成を含めた教育、訓練等による監視員の資質の向上更には、機動力の強化等による広域的かつ重点的な専門監視指導体制の確立推進が図られているところである。

(3) 輸入食品の監視体制の強化

ア 監視の現況

52年度における食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃの輸入は、件数で31万2,000件、数量で2,853万トンであり、前年に比較し、件数で9.5%、数量で32.4%増加した。この件数の大幅な伸びは、加工食品の多様化の進展、航空機による生鮮食品等の輸入の増加によるものと考えられる(第2-3-2図)。

第2-3-2図 食品等の輸入件数、数量の年度別推移



厚生省環境衛生局調べ

52年度の実施した検査の件数は2万2,000件であり、その結果不合格となったものは、その約5.5%に当たる1,205件であった。これらは、輸送途中の事故又は取扱い失宣による腐敗・変敗、その使用が認められていない添加物の使用、食品、添加物等の規格基準に不適合等の理由で不合格となったものであり、それぞれにつ

いて、廃棄、輸出国への積戻し又は保税中の再殺菌処理等の措置が採られた。

イ 監視体制の強化

輸入食品は、国内製品と異なりその製造過程等が不明の場合があり、また、輸出国によって食品衛生に関する規制が異なるため、我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない食品等が輸入されるおそれが少なくないので、輸入食品に対する監視体制の強化が強く要請されている。

現在、全国の主要15港(3空港を含む。)に国の食品衛生監視員52人が駐在し、食品衛生法第16条に基づく食品等の輸入届出書等の提出書類の審査、保税地域内での現場検査、収去、化学的及び微生物学的試験検査等を行うとともに、輸入業者等に対する指導等を行い、不良食品の輸入防止に努めているところである。また、検査技術の高度化と検査の迅速化を図るため、ガスクロマトグラフ、原子吸光分析装置等の検査設備を整備してきたが、今後とも蛍光分光光度計、薄層クロマトグラフ用デンストメーター等を整備するとともに、食品衛生監視員を増員して輸入食品の監視体制の強化を図ることとしている。

(4) 営業者の自主管理体制の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり、営業者による自主的な衛生管理が要求されている。

営業施設の衛生的な管理運営については、都道府県知事が食品衛生法に基づく基準を定めて営業者に遵守させることとなっており、これに対応して営業者が自主検査に努めるよう指導を行っている。このほか、社団法人日本食品衛生協会が実施している食品衛生指導員の養成事業及び営業者に対する食品衛生指導員(65,600人)の巡回指導事業に関しても、国庫補助を行っており、営業者による自主的な安全確保の推進を図っている。

(5) 試験研究機関及び検査施設の整備

食品の製造・加工技術の複雑化、環境汚染物質の食品への移行等食品の安全性に関する新たな問題の出現、更には消費者サイドにおける食品の安全性についての関心の高まりに伴い、食品等の適正な試験及び検査に対する需要は増大している。また、試験検査技術についても高度なものが要求されてきている。こうした需要に対処するためには、国、都道府県、政令市における食品衛生検査施設の整備を推進する必要があることはいうまでもないが、他方また、営業者の自主検査の需要に応じるため、民間の検査施設の充実を図ることも緊要である。食品衛生法に基づく指定検査機関の指定は、こうした検査機関の育成、整備の必要性とも結びついており、53年5月末現在の指定検査機関の数は21機関25施設となっている。また、これら指定検査機関相互の連絡、検査技術の向上等を図るため、53年5月には「食品衛生指定検査機関協議会」が設立された。

(6) 食品衛生の調査研究

食品衛生行政の科学的推進を図るため、食品、添加物等に関する各種の調査研究を大学や試験研究機関等に委託して行っているところであり、未解明の食中毒原因に関する研究等、諸種の基礎的調査研究及び食品添加物等の突然変異性に関する試験法とその評価に関する研究を53年度も継続して実施し、食品添加物等の安全性の確保に資することとしている。

(7) 食品事故救済対策

食中毒事件のうち、被害が重大かつ広汎であり社会的関心を招いてきたものとして「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)と「カネミ米ぬか油症事件」(43年)がある。前者については、厚生省、被害者団体及び森永乳業(株)の話し合いによって、49年4月財団法人「ひかり協会」が設立され、現在、この団体により各種の救済事業が推進されている。

後者については、被害者から3件の民事訴訟が提起されており、52年10月に、福岡地方裁判所において被告カネミ倉庫(株)、鐘淵化学(株)等の賠償責任を認める判決が下されたが鐘淵化学(株)は控訴し、現在福岡高等裁

厚生白書(昭和53年版)

判所に係属中である。また,53年3月,福岡地方裁判所小倉支部においては,カネミ倉庫(株),鐘淵化学(株)に加え国及び北九州市も被告として争われていた事件について,カネミ倉庫(株)及び鐘淵化学(株)の賠償責任を認める判決が下されたが,原告及び鐘淵化学(株)が控訴し,これも現在福岡高等裁判所に係属中である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

2 国際的動向

国際貿易上重要な食品について,FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で国際食品規格計画を進めることとし,38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され,以来今日まで,同委員会の下部機関として設けられた各部会が中心となり統一的な規格作成の作業が進められてきている。同委員会から勧告がなされたものは,52年12月現在まで,食品衛生一般原則のほか,81の食品規格,6分析法,5取扱規範及び46種の農薬についての食品ごとの許容量があり,各国に対し受諾の要請が行われている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

食品の安全性を確保するためには、その製造、加工、保存、運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされること
が必要である。現在、食品については、細菌数、重金属類、残留農薬等の成分規格と製造基準、保存基準等が必
要に応じて定められている。また、化学的合成品たる食品添加物については、厚生大臣が定めるもの以外は
使用が禁止されており、更に、その大部分について成分規格と使用基準が定められている。今後とも、これら
規格基準の整備を計画的に進めていくこととしている。また、食品中の微量重金属のバックグラウンド調
査を行う等、新しい問題に対応した食品安全確保対策を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

1 食品の規格基準の設定

食品の安全性を積極的に確保するため、必要に応じ現在まで、清涼飲料水、

冷凍食品等22の食品群並びに乳及び乳製品について、成分規格、製造基準、保存基準等を定めている。このうち52年は、油脂で処理した即席めんを対象にして、油脂の変敗に伴う衛生上の危害発生を防止するための規格基準、保存基準及び表示基準を定めた。また、びん詰、かん詰、レトルトパウチ食品等100度を超える温度で加圧加熱殺菌した食品を対象に、当該食品が流通、販売過程において、常温で長時間おかれることを考慮して成分規格、製造基準及び表示基準並びに容器包装の規格を定めた。今後とも、新しい問題に対応して、順次、規格基準を定めていく予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

2 食品衛生取扱い規範の設定

食品の安全性を確保するため、規格基準の整備監視取締りの強化に加えて製造・加工、流通、販売等の過程において食品の衛生的品質を確保するための管理上の技術的手法を詳細、かつ、具体的に示した食品衛生取扱い規範を設定し、営業者に対する積極的な技術指導の方策を講ずることとしている。53年度においては、冷凍食品及び生菓子についての食品衛生取扱い規範の設定に関し、検討を加えることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

3 生物濃縮実態調査

環境汚染に由来する食品の汚染は、食品の安全性確保の見地からみて大きな問題である。この問題に的確に対処するため特に蓄積性が高く、生物濃縮を生じる重金属について、環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し、実態をは握しておく必要がある。この見地から、穀類、果実野菜類、水産物等食品中に含まれる重金属類のうち、53年度は、カドミウム及び亜鉛を対象に基礎調査を実施し、今後の食品の規格基準設定に資することとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

4 残留農薬基準

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は、使用程度によって生鮮食品中に残存するものがある。このため、公衆衛生上の見地から食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし、39年度より残留実態調査及び残留基準の設定を進めており、現在までに米、きゅうりなど53食品について、BHC、カプタホールなど26農薬の残留基準が定められた。

なお、残留基準の定められた農薬については農林水産省より安全使用基準が示されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

食生活の向上に伴い,牛乳,乳製品の消費量は年々増加しており,栄養豊かな食品として食生活上重要な地位を占めている。

これに伴い生産量も増大し,52年の生乳の生産量は,573万6,649t(47年比1.2倍)に達しており,その内訳は飲用牛乳等向け355万647t(47年比1.3倍),乳製品向け206万5,549t(47年比1.0倍)となっている。

また,52年のバターの製造量は,5万4,090t(47年比1.2倍),チーズの製造量は6万564t(47年比1.4倍)となっている。

牛乳,乳製品については,特に乳幼児が多く摂食する食品でもあることから消費者の関心も極めて高く,また,これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので,監視,指導の一層の強化を図っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

2 食肉の衛生

食肉は,国民の蛋白源として,重要性を増しており,その消費量の増大も著しい。これに伴い,と畜頭数も増加し,52年は1,731万1,106頭(47年比1.2倍)となっておりその内訳は牛は120万3,031頭(47年比1.0倍),豚は1,607万7,669頭(47年比1.2倍)となっている。

と畜検査については,家畜飼養形態の変化,疾病の予防,治療技術の進歩等により,家畜疾病にも様相の変化がみられることから,より科学的な精密検査が要求されてきている。現在35都県市に食肉衛生検査所を設置し対処している

が,今後ともこのような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は,52年末で528カ所(47年末595カ所)であるが,これら施設のなお一層の近代化を図るため特別地方債による整備促進を行っており,今後とも,と畜場の整理統合を進めつつ,衛生的な取扱いによる食肉衛生の一層の向上を図ることとしている。

また,食鳥肉の衛生確保を図るため,52年度「食鳥処理加工指導要領」を定め,これに基づき指導の徹底を図っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、人の健康を害するおそれがない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見をきいて定める場合を除いては、その使用等が禁じられている。

食品添加物の指定に当たっては、各種の毒性試験等のデータに基づき慎重に安全性のチェックがなされているが、毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に最新の科学的水準に基づき安全性の見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年度から開始され、45年度から更に拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験を、また51年度からはアレルギー試験を行っており、今後とも最新の科学的水準に基づいた再評価を進めることとしている。

更に、その安全性について問題がない食品添加物であっても、これを食品に使用する必要性が少なくなったものについては、できるだけ使用を減ずることとして、食品添加物の使用について、調査研究を行い、これまでにチオ硫酸ナトリウムなど45品目が削除された。

53年8月新たにチアベンダゾール及びナトリウムメチラートが指定され、化学的合成品たる食品添加物は、53年9月末現在334品目となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

1 器具及び容器包装

食品の調理,加工,保存等に用いられる器具及び容器包装については,従来から保健衛生上の見地より各種の規格基準の整備を行っている。このうち合成樹脂製器具及び容器包装については,48年に塩化ビニール樹脂製の製品について一般規格とは別に個別規格が設けられた。更に52年には内容食品中への塩化ビニルモノマーの溶出防止のため塩化ビニル樹脂製の製品中の残存ビニルモノマーを1ppm以下とする規格が設けられた。今後,塩化ビニル樹脂以外の樹脂製の製品についても,個別規格を整備していく予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについては,口に接触すること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが,これまでに折り紙,写し絵など5品目についてヒ素,カドミウム,鉛等の重金属,着色料等に関する規格基準が設定されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

3 洗淨剤

野菜,果実又は飲食器の洗淨剤については47年の食品衛生法改正によって,成分規格及び使用基準の設定,有害な洗淨剤の販売禁止等,公衆衛生の見地からの所要の規制措置が法定化された。これに基づき,48年に洗淨剤の品質規格及び使用方法の基準が告示された。

なお,48年度より各種洗淨剤について計画的に催奇形性,発がん補助試験等を行い,安全性の再点検を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

理容業,美容業,クリーニング業,旅館業,興行場営業,公衆浴場業,飲食店営業,喫茶店営業,食肉販売業,冰雪販売業等の環境衛生関係営業については,個別の衛生規制により,厳しい監視,指導を行うとともに,営業者の自主的組織である環境衛生同業組合等の活動を通じて営業者の経営の安定化を実現させることにより衛生水準の向上を図ることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 営業施設数の動向

環境衛生関係営業においては、全体の施設数は増加しているが個々の業種によっては若干異なった動きを示している。例えば、興行場のうち映画館は漸減の傾向を示し、公衆浴場のうち、サウナ風呂等のいわゆる特殊浴場を除く一般浴場(いわゆる銭湯)は自家風呂の普及に伴う利用者の減少等のため転廃業が増加している。

一方、飲食店、喫茶店は外食の機会の増大等に伴い激増しており、また、ホテル、クリーニング所、美容所等も着実に増加の傾向がうかがえる。

なお、52年末における営業施設数は、第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施 設 数			常雇用従業員数構成 (50年)		
	51 年 末	52 年 末	伸び率	1~4人	5~49	50~
総 数	1,869,043	1,949,982	4.3	%	%	%
興 行 場	4,534	4,505 Δ	0.6	22.5	76.0	1.5
(再掲) 映 画 館	2,908	2,851 Δ	1.9	19.2	80.0	0.8
ホ テ ル 営 業	1,269	1,397	10.1	74.5	24.2	1.4
旅 館 営 業	82,724	83,076	0.4			
簡 易 宿 所 営 業	26,454	27,028	2.2			
下 宿 営 業	2,771	2,862	3.3	63.6	16.4	0.0
公 衆 浴 場	25,534	25,358 Δ	0.7			
(再掲) { 公 営 浴 場	1,750	1,939	10.8	—	—	—
{ 私 営 一 般 公 衆 浴 場	16,755	16,385 Δ	2.3	—	—	—
理 容 所	141,082	141,841	0.5	95.8	4.2	0.0
美 容 所	136,205	141,460	3.9	92.5	7.5	0.0
ク リ ー ニ ン グ 所	100,880	104,302	3.4	86.9	12.8	0.4
飲 食 店 営 業	1,104,565	1,160,005	5.0	79.7	19.9	0.3
喫 茶 店 営 業	59,857	64,702	8.1			
食 肉 販 売 業	176,836	185,189	4.7	84.5	15.4	0.1
氷 雪 販 売 業	6,332	6,264 Δ	1.0	—	—	—

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

厚生白書(昭和53年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 監視及び指導

環境衛生関係営業における衛生水準を確保するためには個別の法令によって施設構造の基準等を定めるとともに、理容、美容、クリーニング営業については、公衆衛生に関する一定の知識、技能を有する者によって適正なサービスの提供が行われるように、従事者につき試験免許制度を設けている。これらの資格免許交付の状況は、第2-4-2表のとおりである。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の資格免許交付件数

	46	47	48	49	50	51	52
理容師	13,279	12,104	7,844	5,924	4,429	3,747	2,930
美容師	22,718	20,131	15,802	12,744	12,947	13,123	12,068
クリーニング師	2,275	2,258	2,680	1,777	1,858	2,161	1,807

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

また、施設ごとの衛生措置については、保健所の環境衛生監視員による立入検査等により監視、指導を行っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

3 経営安定化の方策

環境衛生関係営業の多くは中小零細企業によって占められており、従業者5人未満の事業所は8割を超えている。営業規模が小さいことは、国民のニーズの多様化に対応しやすいという利点をもつ反面、経営の近代化に立ち遅れる傾向をもたらしている。

これらの営業は、比較的少額の資金により開業できることなどから、新規参入が容易であり、過当競争になりがちな体質をもっている。従って、経営が不安定な状態に陥りやすく、適正な衛生基準の維持等の健全な経営が阻害されるおそれがある。

また、これらの営業のほとんどは労働力に依存する割合が高く、機械設備の導入といった省力化、合理化の余地が比較的少ない。このため、賃金コストの上昇、稼働率の低下を生産性の向上でカバーできないため、料金の上昇をもたらす結果となっている(第2-4-3表)。

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

	46	47	48	49	50	51	52
総合	61.5	64.3	71.9	89.4	100.0	109.3	118.1
理髪代	43.7	49.8	59.6	82.3	100.0	114.3	126.4
パーマメント代	44.1	50.5	61.0	82.9	100.0	113.0	125.0
入浴料	42.5	46.6	55.1	77.4	100.0	122.4	141.7
洗たく代(水洗い)	52.4	57.5	65.5	88.1	100.0	109.3	119.8
洗たく代(ドライ)	67.0	70.4	75.4	92.1	100.0	105.4	111.5
映画観覧料	54.2	59.8	68.9	86.6	100.0	113.0	124.6
宿泊料	66.0	68.0	75.8	82.2	100.0	110.3	122.2

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 1. 表中の数値は、50年を100とした指数である。

2. 「総合」は、総合消費者物価指数である。

なお、近年においては、飲食店営業、ホテル営業、クリーニング業などに、大資本の進出がみられ、中小企業と大企業との調整の問題も生じている。環境衛生関係営業の体質を強化し、経営の安定化と衛生水準の向上のため、従来から環境衛生金融公庫により営業設備の近代化を推進するための資金について長期、低利の金融が行われており、併せてこれらの施策の効果的活用を図るため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られている。

環境衛生金融公庫の52年度の業種別貸付状況は、第2-4-4表のとおりとなっている。また53年度の融資枠は、対前年度18.4%増の2,570億円(うち、小企業等設備改善資金特別貸付け210億円)が計上されており、融資条件につい

ても一般業種の貸付限度額を1,800万円から2,200万円に引き上げる等の改善が図られている。

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み,貸付け状況

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み,貸付け状況(52年度)

(1) 一般貸付け 業種別申込み・貸付け状況 (単位:件,1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	46,859	173,141,185	62,558	124,170,620
食肉販売業	1,442	7,056,400	1,828	5,587,030
食鳥肉販売業	248	1,211,660	374	1,017,130
氷雪販売業	40	104,150	43	63,550
理容業	7,723	15,979,734	9,387	12,078,220
美容業	6,903	22,657,490	7,862	17,483,980
興行場営業	65	417,980	82	445,680
ホテル・旅館業	3,720	28,511,075	5,513	23,623,590
簡易宿所営業	249	1,347,850	303	1,037,000
浴場業	993	5,661,930	1,362	4,921,190
クリーニング業	4,760	13,490,140	5,175	11,319,670
理容師・美容師養成施設	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	73,012	269,579,597	94,487	201,747,660

(2) 小企業設備改善資金特別貸付け 業種別申込み・貸付け状況

(単位:件,1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	5,652	8,870,630	5,336	8,271,440
食肉販売業	252	485,940	243	456,690
食鳥肉販売業	50	94,300	54	100,600
氷雪販売業	14	18,400	14	19,000
理容業	3,292	2,434,150	3,114	2,277,750
美容業	952	1,114,470	904	1,049,550
興行場営業	19	30,000	17	27,500
ホテル・旅館業	563	970,430	532	897,400
簡易宿所営業	10	14,700	3	4,500
浴場業	454	563,700	435	532,800
クリーニング業	1,307	1,634,910	1,246	1,540,600
合 計	12,565	16,231,630	11,900	15,177,830

また,環境衛生関係営業の経営指導体制としては,業界における自主的活動の推進を図るため,都道府県ごとに環境衛生同業組合が組織する連絡協議会を中心に,経営指導員及び経営特別相談員等の専門的指導者の養成を図ってきたが,52年度からは更に各都道府県に「環境衛生営業相談室」を計画的に設置し,経営上の諸問題及び営業者相互の事業活動の調整に関する相談,消費者の苦情等に関する窓口として活用が図られている。

また,52年度には「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」が制定されるとともに,「小売商業調整特別措置法」が改正され,中小企業と大企業の紛争等の調整が図られることとなり,従来からの「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」とあいまって,中小零細企業の多い環境衛生関係営業の安定のための措置が進められることとなっている。

なお,近年における自家風呂の普及等に伴い,施設数が次第に減少している公衆浴場については,自家風呂を持たない住民のための公衆浴場の確保のための施策を進める必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤及び加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防カビ性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供してきた。しかしながら、その一方では、これらの化学物質を含有する家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるようになった。

このような状況から48年10月に家庭用品の安全性を確保するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、49年10月から施行された。

この法律に基づき、政令で有害物質が指定され、更に厚生省令でこれら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定されて家庭用品の安全対策が行われてきたが、52年度においては、新たに有機塩素系防虫加工剤ディルドリン及び有機リン系防炎加工剤トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシドの2物質が有害物質として政令で指定された。これらを含有する家庭用品として、前者については、おしめカバー、下着、寝衣、床敷物等の繊維製品が、後者については寝衣・寝具・カーテン・床敷物などの繊維製品が厚生省令で指定され、それぞれ規制基準が定められた。なおトリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシドについては53年1月1日から、ディルドリンについては53年10月1日から施行された。

更に、53年9月27日には、有機リン系防炎加工剤トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト及び有機錫系防菌・防カビ剤トリフェニル錫化合物の2物質を有害物質として追加する政令が、またこれらを含有する家庭用品についての規制基準がそれぞれ公布され、前者については53年11月1日から、後者については54年1月1日から施行されることとなった。これにより指定有害物質は9品目となっている。

なお、国都道府県及び保健所を設置する市に、立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ、販売又は授与された規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し、更にその他一般の家庭用品についても安全対策上必要な監視を行っている。

厚生省においては、家庭用品の安全性をより確実なものとするために、既に規制の対象となっているものの他にも家庭用品に使用されている各種化学物質について、引き続き、急性毒性試験、慢性毒性試験、皮膚刺激性試験、アレルギー性試験、発がん性試験、催奇形性試験等を実施している。今後もこれらの結果等により、国民の健康保護のために、規制を行う必要があると認められる化学物質については、生活環境審議会の意見を聞いた上で、順次有害物質として指定し、当該化学物質が使用されている家庭用品について規制基準を定めていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物であって、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の特定の用途に供されるもの(特定建築物)について、その所有者等に対し建築物環境衛生管理技術者の選任を義務づけるとともに、維持管理の権原を有する者に対して建築物環境衛生管理基準の遵守を義務づけることによって、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容としている。

同法の施行以来、ビルの増加、ビル利用者数の増加等に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

第1には、特定建築物の範囲の拡大である。同法施行時には延べ面積が8,000m²以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水質管理の必要性等にかんがみ、48年11月から5,000m²以上、51年7月からは3,000m²以上の建築物が対象とされることとなった。52年12月末現在、特定建築物総数は1万1,581カ所となっている。

第2に、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策の強化が図られてきた。49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠な空気環境の測定、水質検査等の実施回数が定められるとともに、これらを受託して実施する者について厚生大臣の指定制度を設けることにより、管理基準遵守のための実施体制の充実強化が図られた。

なお、建築物環境衛生管理技術者免状を受けた者は、51年12月末現在で1万9,007人に達している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

2 ねずみ,こん虫等駆除事業

ねずみ,こん虫等の駆除事業は市町村の衛生班及び地区衛生組織等による地域住民の活動を中心に推進されているが,近年の急激な事務所等の都市集中により,都心部においては定住人口が減少等のため,地域住民による活動は期待できない状況にある。

また,都市建築構造の複雑多様化及び生活様式の変化等により,ねずみ,こん虫等の種類及び生態系が大きく変わってきている。すなわち,クマネズミに代わる大型で狂暴なドブネズミの横行,ゴキブリの繁殖,ビルの地下汚水ピット等からのチカイエカの発生等のほか,ユスリカ,ダニ,ヤスデ等の不快害虫による被害も問題となっている。

このような現状に対処するため,都市部では専門駆除業者を指導育成して駆除事業の推進を図っている。また,ねずみ,こん虫等の生態系の変化及び駆除薬剤の進歩に対応するため講習会を開催して駆除関係者に対する駆除技術の向上に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

3 狂犬病予防事業

我が国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼犬の登録・狂犬病予防注射及び違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急激に減少し、人については特殊例を除いて30年以降、犬については32年以降その発生はないが、諸外国においては、依然数多く発生しているので今後も引き続き予防事業を推進することとしている。

52年における飼犬の登録頭数は327万5,620頭(47年比1.1倍)狂犬病予防注射頭数は526万7,906頭(47年比1.0倍)抑留頭数は53万7,839頭(47年比0.8倍)となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

4 墓地・埋葬等

墓地、埋葬等の管理及び執行については、「墓地・埋葬等に関する法律」によってその適正化が図られている。

墓地行政は、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に運営されることが要求されており、従前より地域の実情に応じ

た施策が行われてきた。しかし、近年都市化の進展や国民の墓地に対する意識の多様化に伴い、墓地等をめぐる諸情勢に変化が見られる。

第1に、大都市周辺においては、墓地需要が増大する一方土地確保難等から供給が不足し、墓地の需給を広域的に調整する必要が生じている。

第2に、公園墓地の普及、近代的火葬場の設置等設備面での改善、土葬の減少(土葬の比率45年20.8%、50年14.3%、52年11.6%)に見られるように墓地・埋葬に対し、国民感情の変化が生じている。

以上のような状況に対処するため、墓地・埋葬等に関する調査、研究等を進めることとしている。また、52年には墓地についての調査、研究、情報の提供を行うための社団法人全日本墓園協会が設立された。

火葬場については、年金積立金還元融資制度を活用(52年度は39億5,900万円の貸出し)し、その整備が行われている。

なお、52年末における墓地等の施設数は、墓地89万5,855、火葬場1万6,825、納骨堂8,945となっている。
